

国民年金普及指導員

3年4月から6人のみなさんが国民年金普及指導員として県から委嘱されました。

国民年金の加入、納付、免除申請、年金を受ける時などの相談を受けます。

年金に加入して
「よかつた」
うれしうた

⑥5 平野 壽郎
0320
日吉地区担当



今回2期目ですが、訪問すると年金について詳しく聞かれるので、もっと勉強して頑張りたいと思います。

⑧4 林 誠也
1904
東陽地区担当



社会の仕組の中の福祉(年金)であるので制度を十分理解して、みなさんに喜ばれるよう努力して行きたい。

⑥5 岩沢 弘之
0183
南条地区担当



国民年金が基礎になりますのでみなさんに理解して頂き、適用もれ者のないように指導していきたいです。

⑧4 仲村 顕斉
0720
白浜地区担当



父母や祖父母にお小遣をあげるつもりで年金を納めて下さい。地味な役ですが一生懸命頑張ります。

⑧4 大木 きよよ
1263
東陽地区担当



身近な人の実例をあげて説得しています。訪問して嬉しかったことは、「祖母は年金をかけないでもらっていて大変ありがたく、子供も20歳になったら加入させます。」の言葉でした。

⑧4 吉田 福衛
0583
白浜地区担当



制度を良く理解して、年金の加入や納付をするよう勧めて行きたい。

国民年金には、保険料の免除制度があります

免除制度

所得の少ない人や病気等で納めるのが困難な人は保険料の免除制度があります。申請が認められると保険料を納めなくても年金を受ける権利が保障されます。

申請免除

- ①所得の少ない方や病気やケガなどで経済的に困まりの方。
- ②保険料を納付することが困難な特別の理由のある方など。

免除された期間は？

受給額は減額されて、通常のおよそ1/2となります。

追納

免除を受けた期間は10年前までさかのぼって保険料を納めることができます。

生活にゆとりができたなら追納するよう、心がけてください。

追納される時には年度に応じた利息がかかります。

申請の手続きは

納付書と印かんを持って役場年金係へおいでください。申請についてくわしくは国民年金普及指導員または年金係にご相談下さい。

●問合せ 役場住民福祉課年金係

☎1211 内線 155

6月28日金は、国民年金保険料6月分の納期です。